

## 計画の概要

### 1 計画見直しの背景と目的

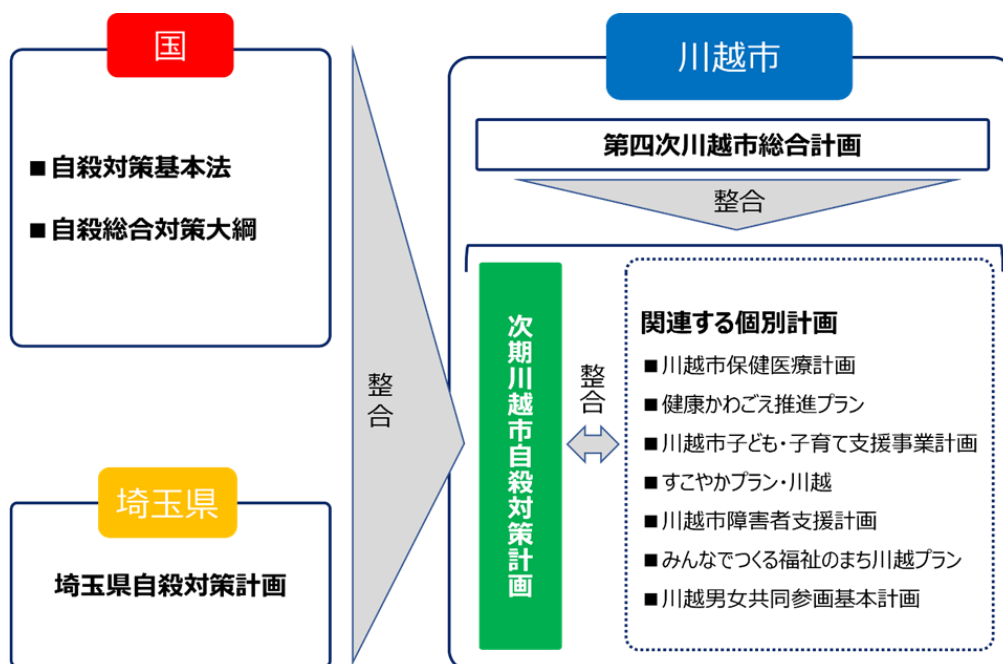
国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、総合的に自殺対策を推進した結果、全国の自殺者数が 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、全国の自殺者数は、毎年 2 万人を超える水準が推移しており、さらに令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、自殺の要因となり得る様々な問題が生じ、11 年ぶりに自殺者数が前年を上回りました。こうした状況を受け、国は令和 4 年 10 月 14 日の閣議決定で自殺総合対策大綱の見直しを図ったところです。

本市におきましては、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正されたことに伴い、平成 31 年 3 月に「川越市自殺対策計画」を策定しました。同計画は令和 5 年度をもって計画期間が満了を迎えることから、上記の背景を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けた自殺対策を包括的に推進するため、「第二次川越市自殺対策計画」を策定しようとするものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき、本市の状況に応じて策定するものです。

また、本計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱や、埼玉県 of 自殺対策計画との整合性を図るとともに、本市の第四次川越市総合計画及び自殺対策に関連する個別計画との整合性を図るものです。



### 3 計画の推進期間と進行管理

自殺対策については、効果が表れるまでにある程度の期間を要することから、本計画の推進期間を令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とし、引き続き中長期的な視点で継続的に推進します。

また、社会情勢の変化や施策の効果に対する評価、本市を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。



### 4 計画の構成

本計画では、「基本方針」に基づく長期的あるいは継続的に実施していく関連する分野の施策を「基本施策」として示し、計画期間に特に重点的に取り組む基本施策を「重点施策」として位置づけています。

また「計画の達成指標」では主たる指標として川越市の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の低下を、補助的な指標として川越市の自殺対策認知率の向上等を設定しています。

### 5 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、自殺対策に係る関係機関・団体で構成される「川越市自殺対策連絡会議」、庁内の自殺対策に係る関係課室長等で構成される「川越市自殺対策計画等検討会議」及び施策の担当で構成される「川越市自殺対策計画等検討部会」において、互いに連携し情報共有を図りながら、自殺対策を総合的に実施します。

また、効果的な事業展開を図るため、PDCAサイクルを通じて各年度における自殺対策の施策及び事業の効果を検証し、必要に応じて事業等を改善することにより、本計画の策定及び進捗管理を推進していきます。

#### ◆川越市自殺対策計画等検討会議

平成 19 年度から「川越市自殺予防対策庁内連絡会議」を開催し、庁内関係部署間での情報共有を図り自殺対策を推進してきました。平成 30 年の本市の自殺対策計画策定に際し、同会議を「川越市自殺対策計画等検討会議」とし、自殺対策計画の検討と、計画に基づく自殺対策に関する施策を総合的に推進します。

#### ◆川越市自殺対策計画等検討部会

上記「川越市自殺対策計画等検討会議」の部会として位置付け、自殺対策計画の策定と計画に基づく自殺対策に関する施策を担当者レベルで推進します。

#### ◆川越市自殺対策連絡会議

平成 21 年度から自殺対策に係る関係機関・団体に構成する会議を開催し、本市の自殺対策について普及啓発や自殺の実態に関する情報を共有してきました。自殺対策計画の推進にあたり、行政、民間団体、有識者の多方面の専門的な意見や情報を取り入れ自殺対策を推進します。

